残薬調整（減数調剤）に関するご案内

平素より院外処方箋を応需いただき、誠に有難うございます。

平成 30 年度診療報酬改定において、「調剤報酬点数表に関する事項＜通則＞4」に、主治医の指示により残薬分を差し引いた減数調剤（薬剤服用歴の記録又は調剤録及び残薬の外形状態・保管状況その他の残薬の状況を確認した上で、処方箋に記載された医薬品の数量を減らして調剤する業務）の取り扱いが示されました。

そこで、当院の院外処方箋において備考欄に「残薬調整後の報告可」の記載がある場合には残薬調整に関する疑義照会を不要とします。

減数調剤の適用範囲

①継続処方されている処方薬に残薬が確認された場合
②内用薬については、処方箋に記載された医薬品の投与日数が減数対象
③頓服薬については、処方箋に記載された医薬品の投与回数が減数対象
④外用薬・注射薬・その他については、処方箋に記載された医薬品の処方量が減数対象

減数調剤の注意事項

①減数調剤を行う場合は必ず実物を確認した上で調整を行うこと。
②減数調剤後の処方日数・処方回数・処方量は必ず１以上とする※こと。処方箋に記載された医薬品の１日量や１日服用(使用)回数等を減ずることはできない。残薬が大量にあり、処方削除が必要な場合は疑義照会すること
※ 処方を削除（0 日分）することで次回処方時に処方漏れの原因になります。
③用法の一部に対する減数調剤はできない。
（例）【分３】１日３回朝昼夕食後のうち昼食後のみの減数
④減数調剤であるため、処方日数・処方回数・処方量を増やすことはできない。増量調整については、通常通り、疑義照会すること。
⑤麻薬および覚せい剤原料・抗悪性腫瘍薬の減数調剤は不可とする（疑義照会が必要）。
⑥降圧剤や糖尿病治療薬など治療上必要性が高い薬剤で残薬調整される際は、機械的に残薬調整するのではなく、患者から検査結果等を確認するなどして、薬剤師による薬学的管理（服用状況と治療状況の評価）を必ず行う。
⑦同一患者で同一薬剤での残薬が発生する場合は、薬剤師として製剤変更や服用回数の見直しなどの処方提案を積極的に行う。

⑧PPI、モサプリドクエン酸塩、ビタミン剤など、保険診療で漫然投与の制限がある薬剤で残薬調整をされる場合は、薬剤師の立場で効果判定などの薬学的管理をされた上で、処方医に対して処方削除の提案なども積極的に行う。

減数調剤後の情報提供の方法

減数調剤も詳細（残薬状況、残薬が生じた理由および実際に患者へ交付した薬剤の数量等）については、当院ホームページに載せてある“残薬に関する服薬情報提供書（トレーシングレポート）”に記載の上、できる限り当日中に当院薬剤部へFAXしてください。

薬剤部FAX番号：0172-29-2329

以上

残薬調整後の処方箋を置いて下さい。
※患者名・処方科・処方医名なども分かるようにお願いします。

調剤薬局→ESTクリニック　薬剤部（FAX：0172-29-2329）

残薬に関する服薬状況提供書

患者ID	

照会	有・無
照会日	年　月　日

保険薬局名称	
所在地・電話番号・FAX番号	
保険薬剤師名	印

残薬が生じた理由（複数選択可）

□飲み忘れが積み重なった　□別の医療機関で同じ医薬品が処方された

□飲む回数や量が間違っていた　□新たに別の医薬品が処方された

□自分で判断し飲むのを止めた（理由：　）

□その他（理由：　）

残薬を回避するための対応

□適切な服薬にむけて、意義や重要性について指導しました。

□調剤内容を一部変更しました。（一包化、剤形変更など）

□その他（　）

★残薬を回避するための医師への提案

□（変更　or　中止）を提案します。

→理由・提案内容（　）

□その他（　）

※このFAXによる情報伝達は疑義照会では有りません。